

令和6年度 公益財団法人明るい選挙推進協会 事業計画

(基本方針)

令和5年4月に第20回統一地方選挙が行われたが、都道府県知事選挙、同議会議員選挙、市区町村長選挙、同議会議員選挙とも統一地方選挙が始まった昭和22年以降、最も低い投票率であった。

令和4年度から高等学校の必修科目「公共」がはじまったが、若年層の投票率を見る限り、投票行動に結びつくまでには至っていないことから、主体的に社会に参画する意識が育まれるよう、引き続き学校教育に対する支援を積極的に行っていく必要がある。

経済の低迷、大地震への備えなど多くの中長期的な課題に加え、物価の高騰などの政治課題のほか、地域においても従前から抱える課題があることから、選挙の際には一人でも多くの有権者が投票に向かうよう、新たな創意・工夫と地道な努力を積み重ねるとともに、その意義を各地域において繰り返し呼びかけていくことが必要である。

上記のような状況を踏まえ、令和6年度は下記の方針のもとに事業を実施するものとする。

- ① 高等学校をはじめとする学校教育との連携を引き続き拡充するとともに、子どもから高齢者まで、あらゆる世代を通じた「主権者教育」を推進する。
- ② 選挙制度の改正及び投票方法等のほか政治家等の寄附の禁止の周知徹底を図るとともに、各種選挙への積極的な投票参加を呼びかける。
- ③ 明るい選挙推進協議会等が時代の要請に沿った積極的な活動を展開できるよう、必要な情報の提供、関係者の研修その他の支援に努めるとともに、新たな会員の確保を促進する。
- ④ ソーシャルメディアの活用等時代の変化に対応した啓発活動のあり方を研究・検討する。
- ⑤ 国との連携により、効率的、効果的な事業の実施に努める。

(主な事業)

1 一般啓発事業

国民の政治・選挙に関する意識の高揚を図るため、下記の事業を行う。

(1) 情報誌「Voters」の発行

国民の政治・選挙に対する意識の高揚を図る内容などを掲載し、都道府県及び市区町村の明推協委員、地方公共団体の首長、議員及び図書館、公民館等へ配布する。

(2) ホームページ等の活用

ホームページを活用して、明るい選挙に関する各種情報を幅広く収集・周知するとともに、引き続き SNS を活用し、特に各地の活動状況等を積極的に紹介する。

- (3) 明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施
子どもの頃から選挙に親しみを持ってもらうとともに、子どもたちの取り組みを通じ、選挙に対する保護者の関心を高めるため、小中高校生による明るい選挙をテーマとしたポスターコンクールを行う。
- (4) 啓発資料・資材作成事業
高校3年生を対象とした「新有権者向けパンフレット」、成人式等で配布される「成人式向けパンフレット」、「寄附禁止周知用リーフレット」及び「くらしの中の選挙（改訂版）」を作成し、配布する。
また、選挙に親しみやすくするための各種啓発資材を作成し、有償頒布する。

2 地域活動活性化事業

明るい選挙推進運動に取り組む各地の明るい選挙推進協議会等の活動を支援し、体制の強化を図るため、下記の事業を行う。

- (1) 明るい選挙リーダーフォーラムの開催
明るい選挙推進運動の当面の課題等を研究・検討・協議するため、都道府県明推協会長等及び指定都市明推協会長等によるフォーラムを8ブロックで開催する。
- (2) 地域コミュニティフォーラムの開催
地域における明るい選挙推進運動に携わる人たちが相互に研鑽し、それぞれの地域での活動の活性化を図るため、市区町村明推協会長等の地域コミュニティリーダーを対象としたフォーラムを7ブロックで開催する。
- (3) 若者リーダーフォーラムの開催
明るい選挙推進運動に取り組む若者リーダーを養成するため、若者を対象としたフォーラムを7ブロック（うち、4ブロックは合同開催）で開催する。
- (4) 全国フォーラム等の開催
都道府県及び指定都市明推協会長をはじめとする全国の明推協関係者を対象に、全国フォーラムを開催する。
- (5) 選挙出前授業の事例を紹介するセミナー
選挙管理委員会等による選挙出前授業の内容の充実を図ることを目的に、各地の選挙管理委員会等による取り組みから実用的なノウハウを紹介する。
- (6) 若者選挙ネットワークの支援
全国各地の若者啓発グループにより構成された「若者選挙ネットワーク」の活動を支援する。
- (7) 研修資料等作成事業
参加型学習の教材、明推協活動の事例集等の研修資料を作成する。
- (8) 市区町村明推協研修会等開催支援事業
市区町村明推協等が開催する研修会、学習会、講演会等を支援するため、

開催に要する経費の全部又は一部を助成する。

(9) 明るい選挙推進優良活動表彰

明るい選挙推進活動に積極的に取り組み、他の模範となる団体を応募形式により募集し、選考会等を経て、表彰する。

(10) 主権者教育アドバイザー派遣事業等への協力

総務省の「主権者教育アドバイザー派遣事業」や「主権者教育優良事例普及推進事業」等に協力し、事業の円滑な実施を図る。

3 調査研究事業

下記事項について、調査研究を行う。

- ① 選挙に関する全国意識調査
- ② 都道府県選挙管理委員会、指定都市選挙管理委員会、市区町村選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会が取り組む各種の啓発事業等の情報の一元的収集の促進等
- ③ 学校教育との連携のあり方
- ④ 時代に即応した啓発事業のあり方
- ⑤ 明るい選挙推進協議会の取り組み